

証明書コンビニ交付サービスを 停止します

問 住民課 住民係
☎ 932-1467 (ダイヤルイン)
☎ 932-1151 (内線111)



システムメンテナンスのため、以下の日程で一時停止します。ご不便をおかけしますが、ご理解とご協力をお願いします。

コンビニ交付サービス停止期間

- 令和6年1月11日(木) 17時～23時まで
 - 令和6年1月13日(土) 6時30分～19時まで
- ※作業状況により、サービス停止期間が前後する場合があります。

停止に伴う影響

下記のお手続きなどがご利用できません。

- 本籍地交付利用登録申請
- コンビニエンスストア(セブンイレブン、ミニストップ、ローソン、ファミリーマートなど)での各証明書の取得

対象となる証明書

- 住民票の写し
- 印鑑登録証明書
- 戸籍全部(個人)事項証明書<戸籍謄(抄)本>
- 戸籍附票の写し

国民年金保険料控除証明書(社会 保険料控除申告用)を発行します

問 住民課 国民年金係
☎ 932-1467 (ダイヤルイン)
☎ 932-1151 (内線116)



地方税法上、健康保険や厚生年金などの社会保険料を納めた場合と同様に、納付した国民年金保険料も社会保険料控除としてその年の課税所得から控除され、税額が軽減されます。

社会保険料控除を受けるためには、年末調整や確定申告を行うときに、領収証書など保険料を支払ったことを証明する書類の添付が必要です。

控除の対象

令和5年1月から令和5年12月までに納められた保険料全額

- 過去の年度分や追納した保険料を含みます。
- 自分の保険料だけでなく、配偶者や家族(お子さんなど)分の国民年金保険料を納付した場合は、その保険料も合わせて控除が受けられます。

社会保険料(国民年金保険料)控除証明書の送付時期

- ① 令和5年1月1日から9月30日までに納付→11月上旬
- ② 令和5年10月1日から12月31日までに、今年はじめに国民年金保険料を納付した人
→令和6年2月上旬

※日本年金機構から送付されます。

税法上とても有利な国民年金は、老後はもちろん不慮の事故など万一のときにも心強い味方となる制度です。保険料は納め忘れのないようにしましょう。

問 東福岡年金事務所 ☎ 651-7967

スマホお助け窓口を開設します

問 住民課 住民係
☎ 932-1467 (ダイヤルイン)
☎ 932-1151 (内線113)



須恵町ではみんなにやさしいデジタル化の推進のため、スマートフォン初心者・スマートフォンを使っていたい人を対象に、個別対応で予約不要の無料相談窓口を開設します。

※スマートフォンを持っていない人には、無料で貸し出します。

こんなお困りごとはありませんか？

- 電話のかけ方、かかってきた電話の取り方、留守番電話の設定方法
- インターネットや地図の使い方と検索方法
- LINEの始め方、返事の送り方や友だち登録の方法など

お気軽にお立ち寄りください！

こんなこと尋ねてもいいの？と思わずに、ささいな困りごとでもご相談ください。

スマートフォンに関する日々のお悩みを気軽に相談してみませんか？

▶ 開設日 12月18日(月)、25日(月)
1月9日(火)、15日(月)
※1月の第1週目は開設されません。

▶ 受付時間 9時～12時、13時～16時

▶ 場所 役場 1階ロビー特設カウンター

▶ 相談内容 スマートフォンの基本操作(メール・電話・カメラ・インターネットの使い方)、LINEの登録方法、マイナンバーカードの申請方法など

▶ 注意事項 端末設定や端末の購入、機器の故障の相談などは受け付けていません。

ご自身の年金記録を確認しませんか？

問 住民課 国民年金係
☎ 932-1467 (ダイヤルイン)
☎ 932-1151 (内線116)



「ねんきんネット」は、いつでもどこでもパソコンやスマートフォンで最新の年金加入記録を確認できます。年金記録だけでなく、将来受け取る年金の見込み額、支払い状況などが確認できるので便利です。申し込みは日本年金機構のホームページや、スマートフォンからでもできます。

▶ 日本年金機構ホームページ:

http://www.nenkin.go.jp/n_net/



スマートフォンの人はこちら

問 東福岡年金事務所 ☎ 651-7967

令和5年分 確定申告事前予約の お知らせ

問 税務課 賦課係
☎ 932-1495 (ダイヤルイン)
☎ 932-1151 (内線131・134・135)



令和5年分確定申告は、申告相談会場の混雑を避けるために事前予約が必要となります。

▶ 予約方法

- 須恵町公式LINEアカウントによる予約
- コールセンターへの電話による予約

予約開始日や申告日程などの詳細については、広報すえ令和6年1月号、須恵町公式ホームページ、須恵町公式LINEでお知らせしますのでご確認ください。

友だち追加はこちらから↓



アカウントID : @suetown

町内で事業を営む人へ 償却資産の申告時期です

問 税務課 賦課係
☎ 932-1495 (ダイヤルイン)
☎ 932-1151 (内線136・140)



事業用償却資産を所有している人は、毎年1月1日現在のその資産の状態を申告する必要があります。

▶ 申告期限 令和6年1月31日(水)まで

▶ 申告方法 12月中旬に送付する申告書に、評価額の算出に必要な事項(所在地・種類・名称・数量・取得年月・取得価額・耐用年数など)を記入の上、提出してください。(eLTAXによる電子申告も可能です)

償却資産の対象となるもの

会社や個人で工場や商店などを経営している人・駐車場やアパートを貸している人が、事業のために用いる機械、装置、工具、器具、備品が対象となります。土地・家屋と同様に固定資産税が課税されます。

※自動車税・軽自動車税の対象となる車両や、鉱業権・特許権などの無形資産は課税対象外となります。

償却資産申告書が届かない場合や、新たに送付が必要な場合はお問い合わせください。

町税の納付忘れにご注意ください

問 税務課 収納係
☎ 932-1495 (ダイヤルイン)
☎ 932-1151 (内線139)



12月25日(月)に納付期限をむかえる町税があります。

町税の納付書の裏面に記載している納付場所(須恵町役場、金融機関、コンビニエンスストアなど)や、インターネットに接続してキャッシュレス決済、電子納付などでの納付が可能です。

また、振替口座の登録がある人は、納付期限当日に登録されている口座から、該当町税の金額分を引き落としますので、預金残高にご注意をお願いします。

▶ 対象の税目

国民健康保険税 7期

ファイナンシャルプランナーによる 納税相談を実施します

問 税務課 収納係
☎ 932-1495 (ダイヤルイン)
☎ 932-1151 (内線133)



税務課では、さまざまな金銭的問題により支出が収入を上回ってしまい、「町税を納めたいけれど納められない」という人を対象に、ファイナンシャルプランナー(FP)による納税相談(無料)を実施します。

FPという生活設計のプロに相談し、家計に関する問題(収入不足、ローン返済、借金問題など)の解決策と一緒に考えてみませんか？

相談には、町職員も同席し、秘密は守られますのでご安心ください。

▶ 相談日

令和5年	令和6年
12月20日(水)	1月17日(水)

▶ 会場 須恵町役場 1階 会議室B

▶ 時間 9時～19時(お一人1回につき1時間)

▶ ご用意いただくもの

- 収入が分かるもの(給与明細や確定申告書の写しなど)
- 支出が分かるもの(家賃、水道光熱費、各種保険料、借入金の返済明細書など)

▶ 予約方法

事前申し込みが必要なため、相談希望の人は、上記問い合わせ先までご連絡ください。(先着順に受け付け)

